

平成25年度 第2回

鶴岡市国民健康保険運営協議会

日 時 : 平成25年11月27日(水) 午後1時～

場 所 : 鶴岡市役所 委員会室

会 議 次 第

H25.11.27 平成 25 年度第 2 回国保運営協議会

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 副市長あいさつ
4. 委員・職員紹介
5. 会長及び会長職務代理者の選出
6. 会長及び会長職務代理者あいさつ
7. 会議録署名委員の指名
8. 報告・協議

 - (1) 国民健康保険運営協議会について
 - (2) 国民健康保険の状況について
 - (3) その他
9. その他
10. 閉 会

鶴岡市国民健康保険運営協議会委員名簿

(平成25年11月15日現在)

区 分	氏 名	就任年月日	備 考
被保険者代表	難 波 篤 <small>あつし</small>	H25. 11. 15～	鶴岡市農業協同組合
	田 中 壽 一 <small>じゅいち</small>	H25. 11. 15～	庄内たがわ農業協同組合
	田 村 伊佐男 <small>いさお</small>	H25. 11. 15～	山形県漁業協同組合
	齋 藤 邦 夫 <small>くに お</small>	H25. 11. 15～	鶴岡商工会議所
	三 浦 英 喜 <small>ひで き</small>	H23. 11. 15～	出羽商工会
保険医・保険 薬剤師代表	福 原 晶 子 <small>あき こ</small>	H21. 11. 15～	鶴岡地区医師会
	佐 藤 邦 彦 <small>くに ひこ</small>	H21. 11. 15～	鶴岡地区医師会
	佐久間 正 幸 <small>まさ ゆき</small>	H21. 11. 15～	鶴岡地区医師会
	伊 藤 弘 恵 <small>ひろ え</small>	H23. 11. 15～	鶴岡地区歯科医師会
	長 井 篤 男 <small>あつ お</small>	H25. 11. 15～	鶴岡地区薬剤師会
公益代表	渡 辺 洋 井 <small>ひろ い</small>	H23. 11. 15～	鶴岡市議会
	加 藤 鑛 一 <small>こう いち</small>	H21. 11. 15～	鶴岡市議会
	秋 葉 雄 <small>ゆう</small>	H17. 11. 15～	鶴岡市議会
	佐 藤 博 幸 <small>ひろ ゆき</small>	H25. 11. 15～	鶴岡市議会
	本 間 新兵衛 <small>しんべえ</small>	H25. 11. 15～	鶴岡市議会
被用者保険等 保険者代表	鈴 木 修 <small>おきむ</small>	H24. 8. 7～	きらやか健康保険組合 (常務理事)
摘 要	任 期	平成25年11月15日 から 平成27年11月14日 まで	

国民健康保険運営協議会について

1 設置の趣旨

「国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。」(国民健康保険法第 11 条第 1 項)

国保事業の運営の適正を図るために、被保険者・療養担当者・一般住民それぞれの利害を調整して、その事業の運営が円滑に行われるようにする。

2 組織としての位置付け

国保運営協議会は市町村の執行機関の附属機関であり、附属機関はその担任する事務の内容により、調停・審査・諮問・調査の機関に分かれるが(地方自治法第 138 条の 4 第 3 項)、国保運営協議会は市町村長の諮問機関である。

したがって、市長の諮問に対して審議し、その結果の意見を市長に答申し、市長の判断資料を提供するという役割を果たすものである。

3 組織の構成等

(1) 構成

国保運営協議会は、被保険者を代表する委員・保険医又は保険薬剤師を代表する委員・公益を代表する委員の三者構成であり、各側委員を同数とすることで三者の均衡を図っている。(国民健康保険法施行令第 3 条第 1 項)

(2) 委員の定数

委員の定数は、市町村の自主決定に委ねられており、条例で定めなければならない(同条第 2 項)、退職者医療制度との関わりで、被用者保険等保険者を代表する委員を加えることができるとされている。

(3) 委員の任期

委員の任期は 2 年であり、補欠委員の任期は前任者の残任期間である。

4 委員の任命

国保運営協議会の委員は、非常勤の特別職の市町村職員であることから(地方自治法第 202 条の 3 第 2 項、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号)、その任命権者は市町村長である。

5 審議事項

国保運営協議会が審議する「重要事項」とは、国保事業の基本をなすべき事項及び保険財政に重大な影響を及ぼすべき事項とされているが、限定的に捉えるものではなく、広範な事項に及ぶと解釈されている。

[根拠条文]

○ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）

（国民健康保険運営協議会の組織）

第 3 条 国民健康保険運営協議会（第 5 条第 1 項及び附則第 1 条の 2 において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

附 則

（協議会を組織する委員の特例）

第 1 条の 2 協議会は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法附則第 10 条第 1 項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

○ 鶴岡市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 133 号）

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第 2 条 鶴岡市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

(1) 被保険者を代表する委員 5 人

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5 人

(3) 公益を代表する委員 5 人

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1 人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○ 鶴岡市国民健康保険規則（平成17年規則第92号）

(会長)

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

4 会議は、条例第2条第1号から第3号までに掲げる各委員1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

(答申)

第5条 会長は、会議において議事を決定したときは、市長に答申し、又は意見を述べるができる。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、会長が指名する会議に出席した2人の委員とともに、これに署名しなければならない。

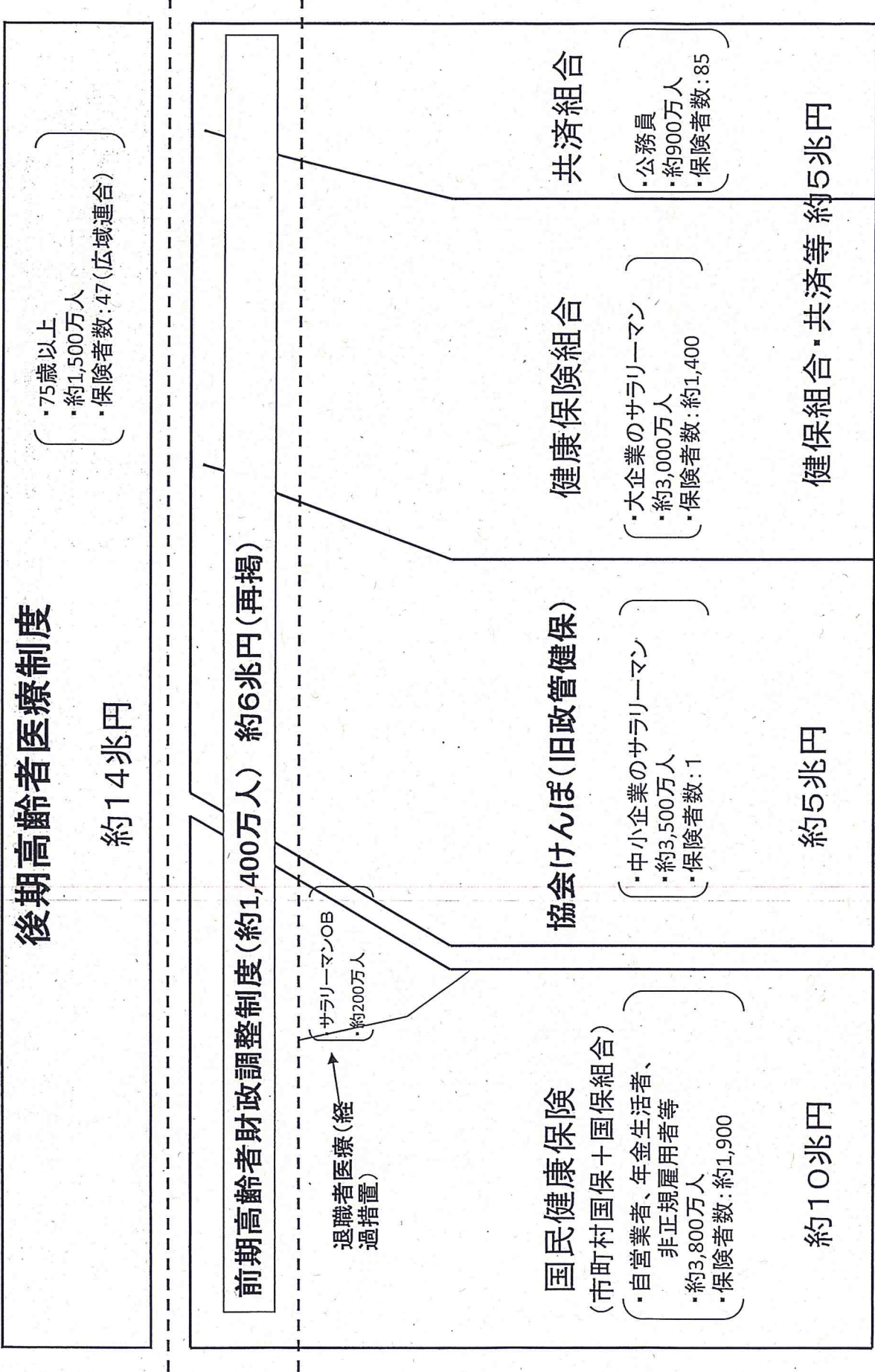
(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部国保年金課において処理する。

(委任)

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

【医療保険制度の体系】



75歳

65歳

※1 加入者数・保険者数は、平成24年3月末の数値(速報値)
※2 金額は平成25年度予算ベースの給付費

各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成24年3月末)	1,717	1	1,443	85 (平成23年3月末)	47
加入者数 (平成24年3月末)	3,520万人 (2,036万世帯)	3,488万人 被保険者1,963万人 被扶養者1,525万人	2,950万人 被保険者1,555万人 被扶養者1,395万人	919万人 被保険者452万人 被扶養者467万人 (平成23年3月末)	1,473万人
加入者平均年齢 (平成23年度)	50.0歳	36.3歳	34.1歳	33.4歳 (平成22年度)	81.9歳
65～74歳の割合 (平成23年度)	31.3% (平成22年度)	4.7%	2.5%	1.6% (平成22年度)	2.8% (※2)
加入者一人当たり医療費 (平成23年度)	29.9万円 (平成22年度)	15.9万円	14.2万円	14.4万円 (平成22年度)	91.8万円
加入者一人当たり 平均所得 (※3) (平成23年度)	84万円 一世帯あたり 145万円 (平成22年度)	137万円 一世帯あたり (※4) 242万円	198万円 一世帯あたり (※4) 374万円	229万円 一世帯あたり (※4) 467万円 (平成22年度)	80万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成23年度) (※5) <事業主負担込>	8.1万円 一世帯あたり 14.2万円 (平成22年度)	9.9万円 <19.7万円> 被保険者一人あたり 17.5万円 <35.0万円>	10.0万円 <22.1万円> 被保険者一人あたり 18.8万円 <41.7万円>	11.2万円 <22.4万円> 被保険者一人あたり 22.7万円 <45.5万円> (平成22年度)	6.3万円
保険料負担率 (※6)	9.7%	7.2%	5.0%	4.9% (平成22年度)	7.9%
公費負担 (定率分のみ)	給付費等の50%	給付費等の16.4%	財政窮迫組合に対する 定額補助	なし	給付費等の約50%
公費負担額 (※7) (平成25年度予算ベース)	3兆4,392億円	1兆2,186億円	15億円		6兆5,347億円

(※1) 市町村国保の加入者数、加入者平均年齢、協会けんぽ、組合健保及び後期高齢者医療制度については速報値である。

(※2) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合である。

(※3) 市町村国保及び後期高齢者医療制度においては、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたもの。

(※4) 市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」によるもので、それぞれ前年の所得である。

(※5) 協会けんぽ、組合健保、共済組合については「加入者一人あたり保険料の賦課対象となる額」(標準報酬総額)を加入者数で割ったものから給与所得控除に相当する額を除いた参考値である。

(※6) 被保険者一人あたりの金額を表す。

(※7) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※8) 保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

(※9) 介護納付金及び特定健診・特定保健指導、保険料軽減分額に対する負担金・補助金は含まれていない。

市町村国保の構造的な問題への対応の仕組み

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・65～74歳の割合：国保(31.3%)、健保組合(2.6%)
- ・一人あたり医療費：国保(29.9万円)、健保組合(13.8万円)

2. 財政基盤

② 所得水準が低い

- ・加入者一人当たり平均所得：国保(84万円)、健保組合(195万円(推計))
- ・無所得世帯割合：23.4%

③ 保険料負担が重い

- ・加入者一人当たり保険料／加入者一人当たり所得：市町村国保(9.7%)、健保組合(4.8%)
- ※健保は本人負担分のみ推計値

④ 保険料(税)の収納率低下

- ・収納率：平成11年度 91.38% → 平成23年度 89.39%
- ・最高収納率：94.60%(島根県) ・最低収納率：85.32%(東京都)

⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・市町村による法定外繰入額：約3,900億円 うち決算補てん等の目的：約3,500億円
- 繰上充用額：約1,500億円

3. 財政の安定性・市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの

高い小規模保険者の存在

- ・1717保険者中3000人未満の小規模保険者 422 (全体の1/4)

⑦ 市町村間の格差

- ・一人あたり医療費の都道府県内格差 最大：2.6倍(沖縄県)
- ・一人あたり所得の都道府県内格差 最大：6.5倍(秋田県)
- ・一人あたり保険料の都道府県内格差 最大：2.8倍(長野県)

- 最小：1.2倍(富山県)
- 最小：1.3倍(富山県)
- 最小：1.3倍(富山県)

● 高齢者医療制度

● 財政基盤の強化

- ① 財政基盤強化策(平成22～25年度の暫定措置)の恒久化【平成24年国保法改正】
- ② 低所得者の保険料に対する財政支援の強化

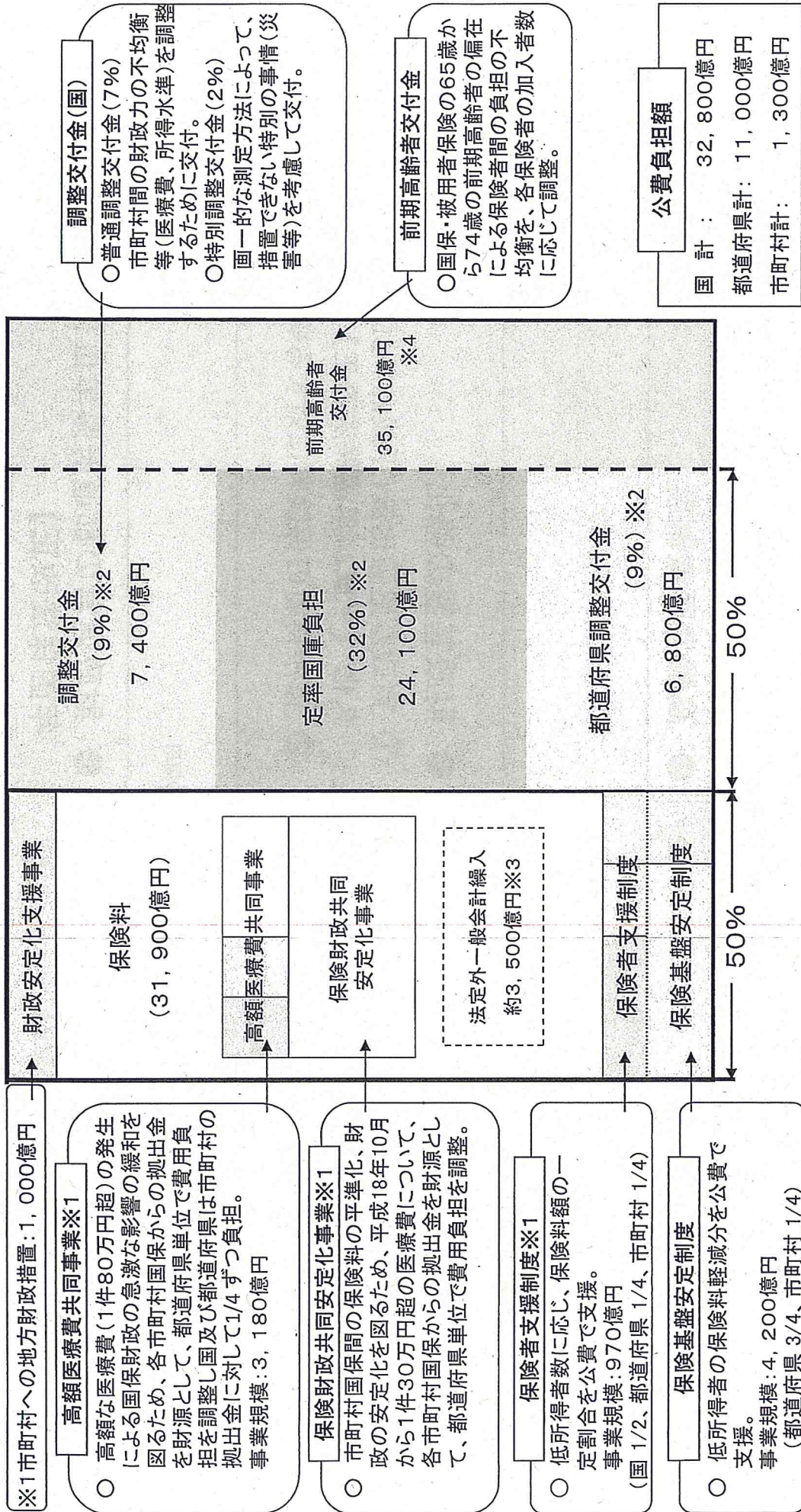
● 財政運営の都道府県単位化の推進【平成24年国保法改正】

● 財政調整機能の強化【平成24年国保法改正】

国保財政の現状

(25年度 予算案ベース)

医療給付費等総額:約113,000億円



※1 市町村への地方財政措置:1,000億円

高額医療費共同事業※1

○ 高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整し国及び都道府県は市町村の拠出金に対して1/4ずつ負担。事業規模:3,180億円

保険財政共同安定化事業※1

○ 市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、平成18年10月から1件30万円超の医療費について、各市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整。

保険者支援制度※1

○ 低所得者数に応じ、保険料額の一割合を公費で支援。事業規模:970億円 (国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

保険基盤安定制度

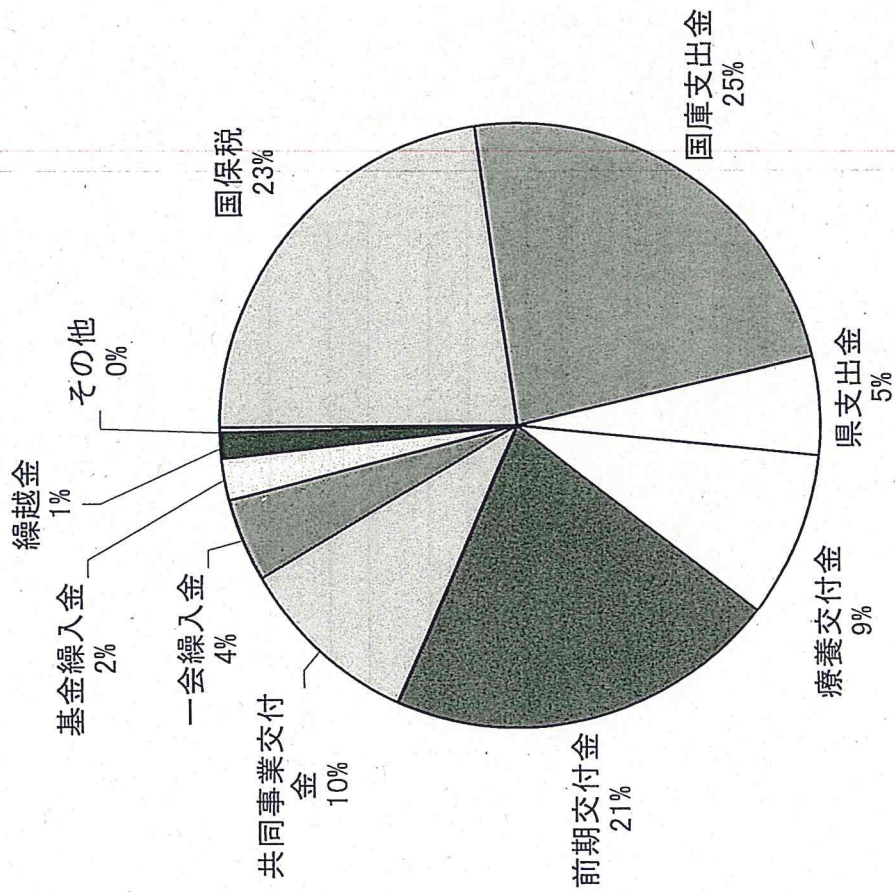
○ 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。事業規模:4,200億円 (都道府県 3/4、市町村 1/4)

※1 平成22年度から平成26年度まで暫定措置。平成27年度以降恒久化。

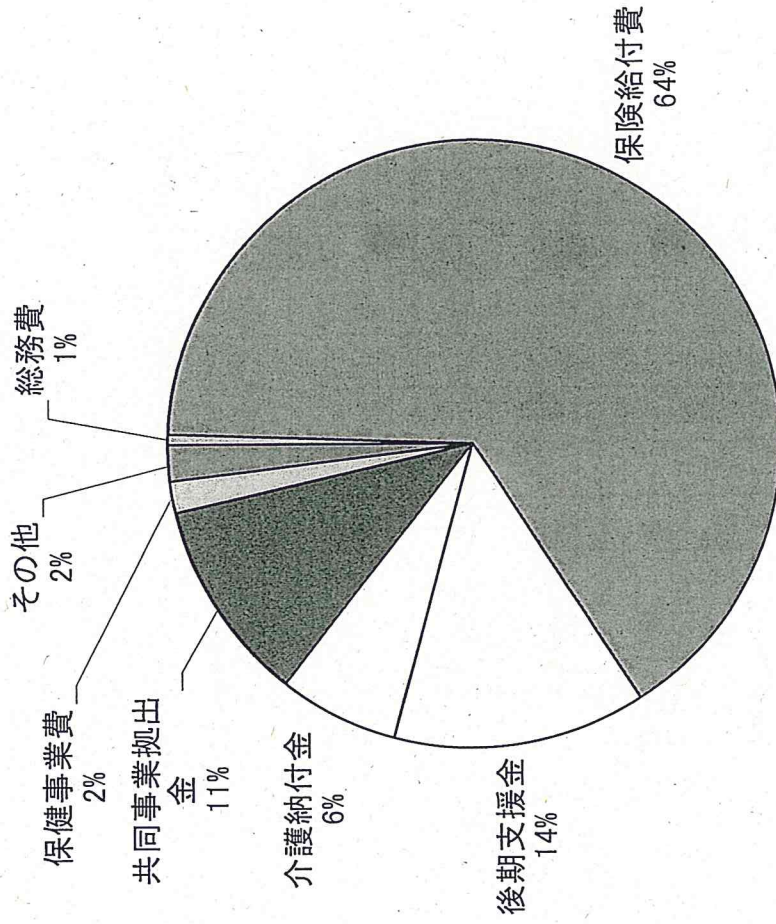
※2 それぞれ給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある。

※3 平成23年度決算(速報値)における決算補填等の目的の額 ※4 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる。

平成24年度 鶴岡市国保会計決算 [歳入]



[歳出]



国保の被保険者数の推移 (年齢区分別)

(人数：年度末)

(単位：人)

年齢	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
0歳～19歳	5,146	4,691	4,608	4,431	4,133	3,775	3,695	3,463	3,259	3,053
20歳～39歳	6,097	5,755	5,884	5,702	5,419	4,915	4,852	4,586	4,372	4,176
40歳～64歳	16,933	16,312	16,195	15,804	15,785	15,508	14,683	14,275	13,395	12,661
65歳～74歳	14,310	14,050	13,042	12,823	12,295	12,435	12,512	12,398	12,581	12,734
計	42,486	40,808	39,729	38,760	37,632	36,633	35,742	34,722	33,607	32,624

(構成割合)

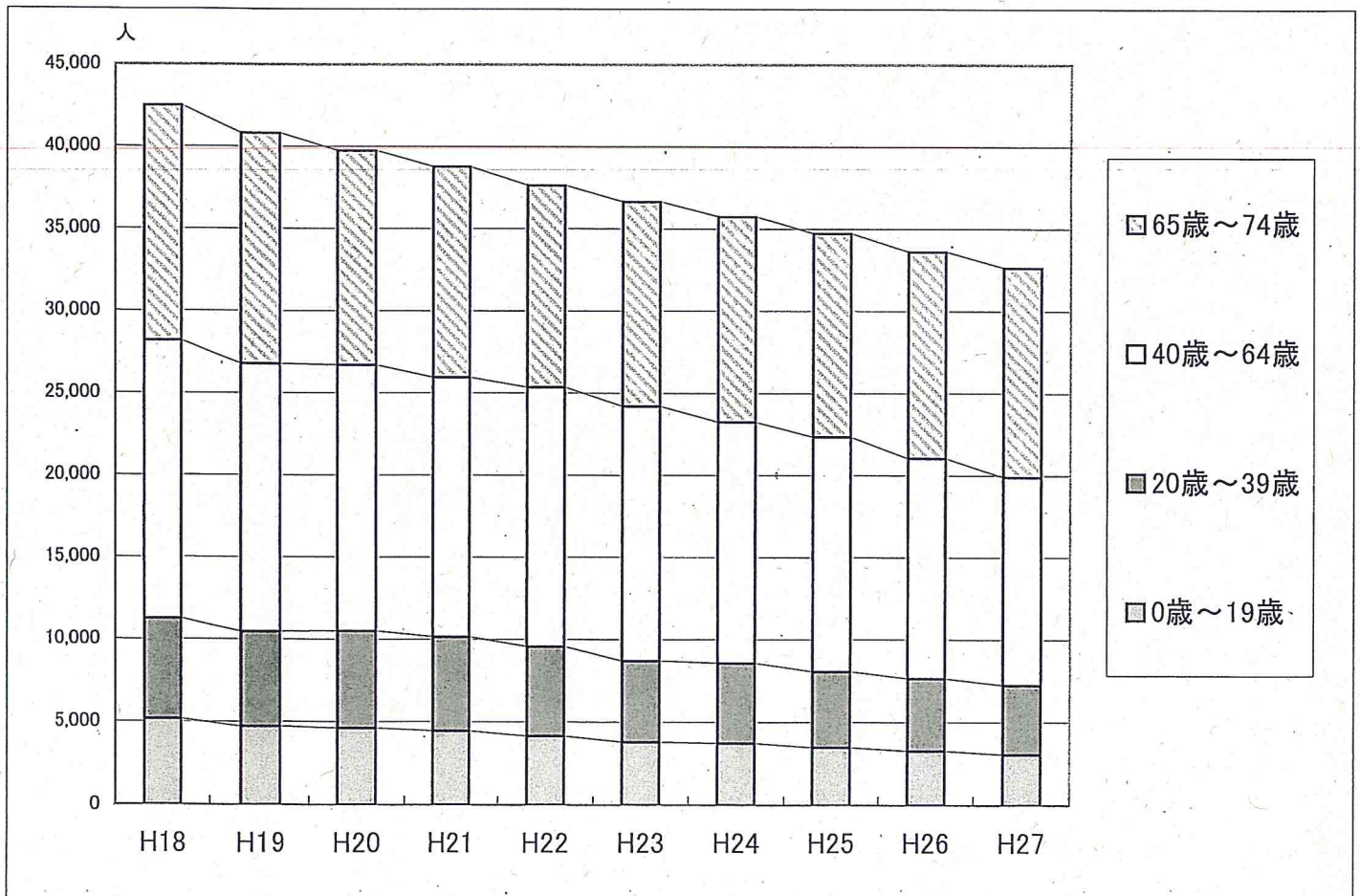
(単位：%)

0歳～19歳	12.1	11.5	11.6	11.4	11.0	10.3	10.3	10.0	9.7	9.4
20歳～39歳	14.4	14.1	14.8	14.7	14.4	13.4	13.6	13.2	13.0	12.8
40歳～64歳	39.9	40.0	40.8	40.8	41.9	42.3	41.1	41.1	39.9	38.8
65歳～74歳	33.7	34.4	32.8	33.1	32.7	33.9	35.0	35.7	37.4	39.0

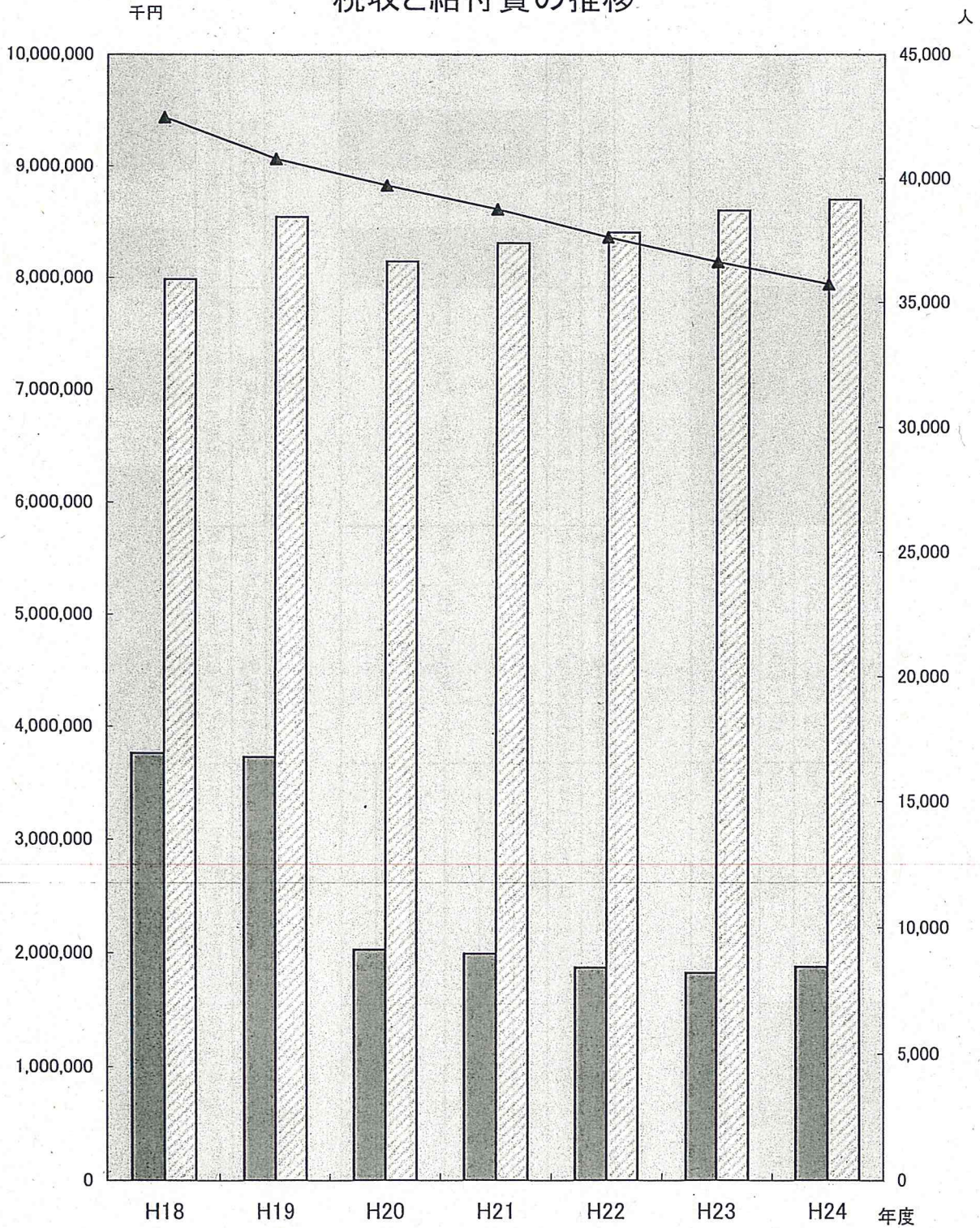
(伸び率)

(単位：%)

0歳～19歳		▲ 8.8	▲ 1.8	▲ 3.8	▲ 6.7	▲ 8.7	▲ 2.1	▲ 6.3	▲ 5.9	▲ 6.3
20歳～39歳		▲ 5.6	2.2	▲ 3.1	▲ 5.0	▲ 9.3	▲ 1.3	▲ 5.5	▲ 4.7	▲ 4.5
40歳～64歳		▲ 3.7	▲ 0.7	▲ 2.4	▲ 0.1	▲ 1.8	▲ 5.3	▲ 2.8	▲ 6.2	▲ 5.5
65歳～74歳		▲ 1.8	▲ 7.2	▲ 1.7	▲ 4.1	1.1	0.6	▲ 0.9	1.5	1.2
計		▲ 3.9	▲ 2.6	▲ 2.4	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 2.4	▲ 2.9	▲ 3.2	▲ 2.9



税込と給付費の推移



■ 国保税収(医療給付分) ■ 保険給付費 ▲ 被保険者数

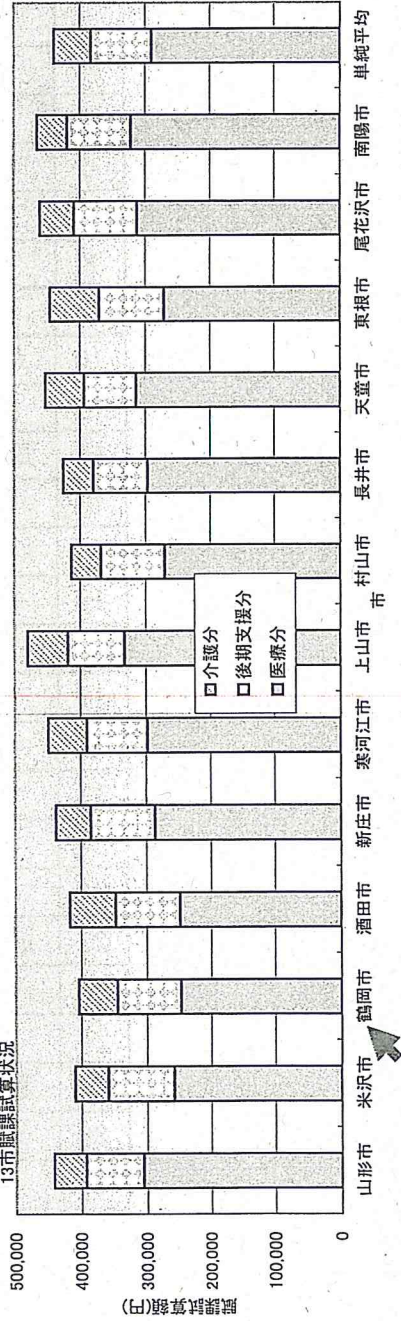
【県内13市比較】平成25年度国民健康保険税 モデルケースによる試算額

★モデルケース：下記世帯

所得額		固定資産税額
年齢	所得額	固定資産税額
主 42歳	2,000,000円	80,000円
妻 39歳	350,000円	0円
母 70歳	500,000円	30,000円
子 10歳	0円	0円

保険者名	医療分				後期高齢分				介護分				計	順位	
	所得割	資産割	均等割	計	所得割	資産割	均等割	計	所得割	資産割	均等割	計			
山形市	183,396	0	94,800	28,100	306,200	51,894	0	26,800	8,400	87,000	34,736	0	48,300	441,500	7位
米沢市	133,920	17,380	83,200	24,800	259,300	57,660	2,200	30,400	9,500	99,700	35,070	1,160	6,400	50,500	12位
鶴岡市	111,600	21,450	96,000	20,000	249,000	44,640	11,000	31,200	9,500	96,300	36,740	6,000	5,900	58,300	13位
酒田市	132,060	13,640	87,200	17,100	250,000	52,080	5,720	33,200	6,500	97,500	46,760	5,760	6,000	69,600	10位
新庄市	138,384	24,200	100,400	23,900	286,800	47,802	8,800	33,200	7,900	97,700	32,899	3,040	7,500	52,300	8位
寒河江市	145,080	24,200	104,000	25,000	298,200	46,500	7,700	30,400	7,100	91,700	36,740	6,400	6,200	58,900	5位
上山市	154,380	38,500	114,000	26,000	332,800	46,500	0	39,200	0	85,700	47,595	0	0	61,500	1位
村山市	152,520	13,200	82,400	23,400	271,500	53,940	2,200	32,400	7,800	96,300	29,225	560	7,800	45,300	11位
長井市	135,780	25,300	115,200	20,400	296,600	37,200	6,600	33,600	5,400	82,800	25,050	6,400	5,400	45,200	9位
天童市	158,100	3,300	120,000	33,400	314,800	37,200	2,530	30,400	8,500	78,600	38,410	2,240	7,800	58,700	4位
東根市	135,780	20,460	93,600	22,000	271,800	55,800	9,570	26,000	7,200	98,500	55,110	4,160	5,900	74,600	6位
尾花沢市	158,100	20,900	107,600	26,000	312,600	48,360	6,600	34,000	7,000	95,900	30,060	6,400	6,000	51,800	3位
南陽市	163,680	30,800	102,000	26,200	322,600	50,220	8,800	29,600	7,600	96,200	26,720	6,400	5,000	46,100	2位
単純平均	146,368	19,487	100,031	24,331	290,169	48,446	5,517	31,569	7,108	92,608	36,547	3,732	5,377	55,469	

13市賦課試算状況



最上位市と当市との比較

76,400円

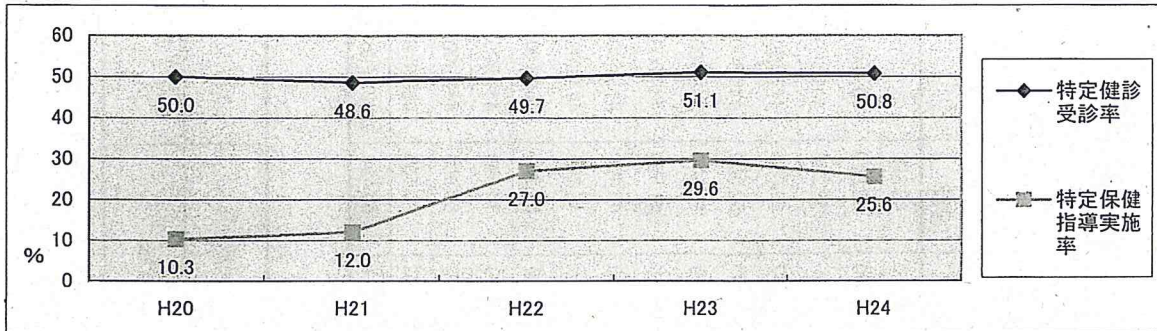
118.93%

単純平均と当市との比較

34,646円

108.58%

特定健診受診率等の推移



平成23年度
県内の特定健診の受診率 (%)

県平均
41.7%

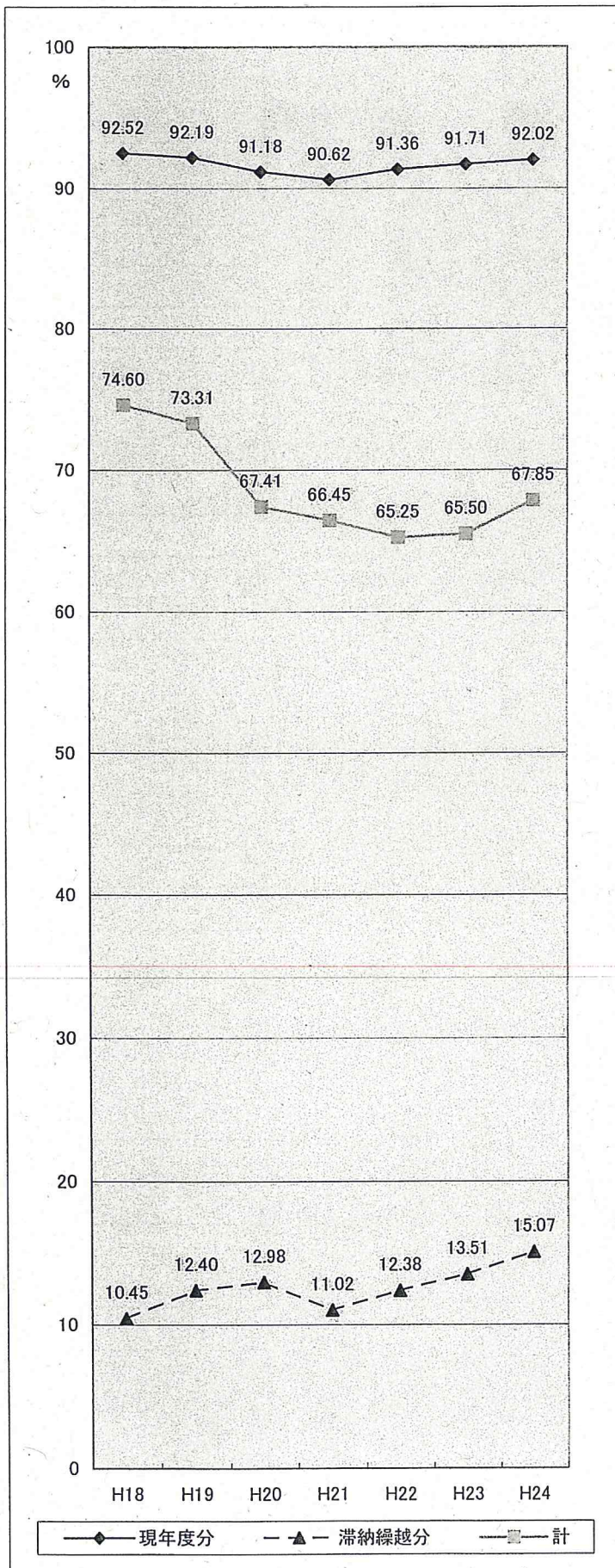
順位	保険者名	受診率
1	三川町	66.7
2	大蔵村	64.7
3	庄内町	56.8
4	西川町	55.8
5	朝日町	54.1
6	白鷹町	52.6
7	遊佐町	52.5
8	村山市	51.3
9	鶴岡市	51.1
10	大石田町	50.0
11	東根市	48.6
12	尾花沢市	48.0
13	中山町	48.0
14	河北町	46.5
15	酒田市	45.4
16	舟形町	45.2
17	高畠町	44.7
18	飯豊町	43.1
19	天童市	42.8
20	大江町	42.6
21	小国町	42.4
22	最上広域	42.3
23	最上町	42.0
24	山辺町	41.7
25	寒河江市	38.2
26	川西町	37.0
27	山形市	34.7
28	長井市	33.2
29	上山市	32.4
30	南陽市	32.3
31	新庄市	32.1
32	米沢市	27.2

平成23年度
県内の特定保健指導の実施率 (%)

県平均
31.2%

順位	保険者名	実施率
1	新庄市	63.7
2	長井市	50.3
3	山辺町	47.2
4	上山市	46.3
5	高畠町	46.1
6	遊佐町	45.5
7	大江町	44.8
8	三川町	44.8
9	庄内町	44.1
10	酒田市	43.5
11	河北町	41.1
12	最上広域	40.8
13	大石田町	38.8
14	東根市	38.2
15	朝日町	37.2
16	飯豊町	35.2
17	川西町	33.9
18	天童市	31.6
19	鶴岡市	29.6
20	寒河江市	28.8
21	村山市	28.8
22	大蔵村	26.4
23	尾花沢市	22.3
24	南陽市	20.5
25	米沢市	17.1
26	西川町	16.4
27	中山町	15.0
28	白鷹町	14.3
29	最上町	10.9
30	小国町	9.6
31	山形市	9.2
32	舟形町	8.8

国保税の収納率の推移



平成24年度 県内の状況

◎ 市

(単位: %, 人)

順位	保険者名	現年度分	被保険者数
1	尾花沢市	95.54	5,528
2	南陽市	95.19	8,370
3	東根市	95.10	11,752
4	長井市	94.91	6,657
5	上山市	94.49	8,630
6	村山市	93.25	6,860
7	新庄市	92.62	11,221
8	米沢市	92.07	20,017
9	酒田市	92.05	28,922
10	鶴岡市	92.02	35,742
11	寒河江市	91.97	10,011
12	天童市	91.40	16,122
13	山形市	89.07	56,148

◎ 町村

(単位: %, 人)

順位	保険者名	現年度分	被保険者数
1	西川町	100.00	1,468
2	最上町	98.29	3,154
3	朝日町	97.17	2,338
4	小国町	96.85	1,929
5	庄内町	96.67	6,310
6	大江町	95.84	2,209
7	飯豊町	95.76	1,869
8	中山町	95.73	2,850
9	三川町	95.50	2,022
10	舟形町	95.46	1,768
11	遊佐町	95.40	4,045
12	大蔵村	95.22	1,120
13	白鷹町	95.21	3,879
14	河北町	95.13	4,813
15	大石田町	94.92	2,207
16	川西町	94.40	4,348
17	最上広域	93.48	7,664
18	高畠町	92.88	6,459
19	山辺町	91.80	3,373